

国民年金からのお知らせ

保険料は口座振替での前納、早割が便利でお得です！

口座振替の前納、早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます

- 当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。
- 自動引き落としなので納め忘れの心配がなく「安心」です。
- 手続きは一度だけで済みますので「簡単」です。
- 納めに行く手間が省け「便利」です。
- 現金で納付するよりも「お得」です。
- クレジットカードでの納付もできます。（前納額は現金払いの前納と同額です。）

現金納付と口座振替の割引制度を利用した場合の保険料納付額の比較

	毎月納付の 納付額	現金（納付書）前納の 納付額	口座振替による納付額	
			早割	前納
1 か月	16,540円		16,490円 (割引額50円)	
6 か月	99,240円	98,430円 (割引額810円)	98,940円 (割引額300円)	98,110円 (割引額1,130円)
1 年 分	198,480円	194,960円 (割引額3,520円)	197,880円 (割引額600円)	194,320円 (割引額4,160円)
2 年 分	397,800円	383,210円 (割引額14,590円)	396,600円 (割引額1,200円)	381,960円 (割引額15,840円)

※毎月納付の納付額は、納付書による毎月納付および翌月末振替の口座振替の額となります。
 ※保険料額は、令和2年度の額です。（2年分については、令和3年度の保険料を含みます）
 ※「早割（当月分保険料を当月末に引落とし）」は、月々50円割引となります。
 ※早割申込後最初の口座振替は前月分（割引なし）と当月分（50円割引）の2か月分となります。

口座振替の手続きは簡単です！

役 場 住 民 課

帯 広 年 金 事 務 所

金 融 機 関

のいずれかに
「口座振替納付申出書」
を提出するだけ

【持参するもの】

- ・納付書や年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
- ・預（貯）金通帳と通帳届出印

【注 意 事 項】

- ① 口座振替の場合、月末が休日のときは翌営業日が引落日となります。
- ② 前納の申し込みは、「1年分」・「2年分」および「上期6か月分（4月～9月）」は**2月末日**まで、「下期6か月分（10月～3月）」は**8月末日**までにお願ひします。いつでも申し込むことができますが、申込み後、前納が始まるまでの分は、毎月納付（翌月末納付）となります。

問合せ先	日本年金機構帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155 (25) 8113
	役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213



消費税および地方消費税（個人事業者）の 中間申告と納付

消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは

個人事業者の方で、令和元年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。

「令和元年分の確定消費税額」とは、令和元年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告または修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告の方法と納付 ～次の2つの方法のいずれかによることが出来ます～

1 前年実績による中間申告

令和元年分の確定消費税額に応じて、次により算出した中間納付税額を記載した「消費税および地方消費税の中間申告書」および「納付書」を十勝池田税務署から送付しますので、必要事項を記入のうえ、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

令和元年分の 確定消費税額（※）	中間申告・ 納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和元年分の確定消費税額の12分の6の 消費税額とその78分の22の地方消費税額	令和2年8月31日（月） (振替納税利用の場合の振替日) 令和2年9月28日（月）
400万円超 4,800万円以下	年3回	令和元年分の確定消費税額の12分の3の 消費税額とその78分の22の地方消費税額	詳しくは、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) で ご確認ください。
4,800万円超	年11回	令和元年分の確定消費税額の12分の1の 消費税額とその78分の22の地方消費税額	

（※）「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）をいいます。

2 仮決算に基づく中間申告

「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません（この場合、中間申告税額が「0」になります）。また、仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎて提出することはできません。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取扱い

1. 令和元年分の確定申告書の提出期限が延長されているため、令和元年分の消費税の年税額が確定していない場合には、中間申告・納付をする必要はありません。
2. 令和元年分の消費税の年税額が確定している場合において、中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、提出期限の延長が認められます。
3. 中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、中間申告書が提出できる状態となった時点で、中間申告書の右上余白部分に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し提出いただければ、事後的に提出期限の延長が認められます。
4. 当期の業績が悪化しているような場合には、「1 前年実績による中間報告」の方法に代えて、「2 仮決算に基づく中間報告」の方法によることも検討ください。
5. 中間申告書を提出期限までに提出することが可能な場合において、その提出期限までに提出がなかったときは、提出期限において「1 前年実績による中間申告」の方法による中間申告書の提出があったものとみなされ、上記納付期限までに納税する必要があります。なお、一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税の猶予制度を適用できる場合があります。

※その他、新型コロナウイルス感染症に関連した税務上の取扱いについては、国税庁ホームページ（特集：新型コロナウイルス感染症に関する対応等について）をご覧ください。

消費税および地方消費税の中間申告には、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」をご利用いただけます。
 詳しくは、e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

消費税および地方消費税（個人事業者）の納税には、振替納税が便利です。
 振替納税を利用するために必要な口座振替依頼書は、国税庁ホームページから入手できます。

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ (572) 2171